

## 豊明市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、豊明市国際交流協会（以下「協会」）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を豊明市二村台1丁目27番地（豊明市共生交流プラザ内）に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民各層が一体となり、市民の国際理解を深め、産業、文化、教育、スポーツ等幅広い分野での草の根レベルの国際交流を支援し、発展的で持続性の高い事業を展開し、世界に開かれた地域社会作りをすることにより、もって国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する知識の普及及び啓発
- (2) 国際交流に関する各種行事の計画及び実施
- (3) 国際交流に関する調査、研究、及び情報の収集、提供
- (4) 国際交流関係団体との連絡調整及び協力
- (5) 国際交流ボランティアの指導、育成
- (6) その他協会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 協会は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 理事及び監事は、総会で選任し、会長及び副会長は理事の互選により定める。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 4 補欠により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、その任期満了後でも後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
- 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(顧問)

第7条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ、会議に出席して意見を述べるることができる。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。
- 3 理事は、この会則に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、協会の会計その他の事務を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会、及び運営委員会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要の都度会長が招集する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改正
  - (2) 理事及び監事の選任
  - (3) 予算及び決算の承認
  - (4) 事業計画及び事業報告の承認
  - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 2 総会の議決を要するもので緊急を要する場合、その他やむを得ない理由により総会に付議することができない事項については、役員会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

3 前項の議決事項については、次期総会において報告しなければならない。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を協議もしくは議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(運営委員)

第12条 本会に運営委員を置き、会長が委嘱する。

2 運営委員は、役員を補佐し、会務を分担する。

(運営委員会)

第13条 運営委員は、運営委員会を組織して次の事項を協議する。

- (1) 役員会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会、役員会で協議又は議決された事項の執行に関すること。
- (3) 運営委員長を選任に関すること。

(事務局)

第14条 協会の事務を行うため事務局を豊明市共生交流プラザに置く。

- (1) 協会の事務を処理するために事務局長及び所要の職員を置く。
- (2) 事務局長及び所要の職員は、会長が委嘱する。

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、補助金、委託料、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 会員は、協会の会費として年額につき一口あたり個人にあっては2,000円、ただし満18歳以下の者にあっては1,000円、法人にあっては10,000円、団体にあっては5,000円を納付しなければならない。

2 前項にかかわらず、生計を同じくする家族から複数の者が会員となる場合は、一家族について3,000円を納付しなければならない。

3 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし当該会計年度の中途において、会員資格の取得があった

場合においても、全額を納付するものとする。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成6年9月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、令和4年5月6日から施行する。